

青森県報

第二百三号

令和二年
九月二日
(水曜日)

目次

告 示

- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(障害福祉課) ……一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援事業者の一般相談支援事業の廃止の届出……………(同) ……一
- 技能検定試験の施行……………(同) ……一
- みつばちの腐蛆病の発生……………(畜産課) ……三
- 保安林の指定……………(林政課) ……三
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(人事課) ……四
- 砂利採取業務主任者試験の施行……………(河川砂防課) ……四

公 告

- 委託講習等の実施に関する規則の一部を改正する規則……………(運転免許課) ……五
- 警備員指導教育責任者講習(新規取得講習)の実施……………(生活安全課) ……五
- 警備員指導教育責任者講習(追加取得講習)の実施……………(同) ……六

告

示

青森県告示第六百六十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第

百二十三号)第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和二年九月二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人あーるど	生活介護	はたらびー	五所川原市大字漆川字鍋懸一四七の二	令和二年八月三十一日
株式会社つづり	就労移行支援	ウイル	つがる市柏上古川八重崎三七の二	〃
株式会社つづり	就労継続支援A型	モアレ	つがる市柏上古川八重崎三七の二	〃
株式会社つづり	就労継続支援B型	北風と太陽の川原	つがる市柏上古川八重崎三七の二	〃

青森県告示第六百六十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十一条の二十五第二項の規定により、次の指定一般相談支援事業者から一般相談支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条の三十第一項第二号の規定により公示する。

令和二年九月二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定一般相談支援事業者	名称	名称	所在地	所在地	廃止年月日
	株式会社つづり	株式会社つづり	つがる市柏上七の二三八三	つがる市柏上七の二三八三	令和二・八・三
	主たる事務所の所在地	名称	所在地	所在地	
	つがる市柏上七の二三八三	相談支援事業所ウイール	つがる市柏上七の二三八三	つがる市柏上七の二三八三	
地域相談支援の種類	地域移行支援	相談支援事業所ウイール	つがる市柏上七の二三八三	つがる市柏上七の二三八三	
	地域定着支援	相談支援事業所ウイール	つがる市柏上七の二三八三	つがる市柏上七の二三八三	

青森県告示第六百六十二号

令和二年度後期技能検定試験を次のとおり施行するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により公示する。

令和二年九月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施職種

1 特級

機械加工、放電加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、建設機械整備、紳士服製造、プラスチック成形

2 一級及び二級

さく井（ロータリー式さく井工事作業）、建築板金（内外装板金作業）、機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業（学科試験のみ実施））、半導体製品製造（集積回路組立て作業）、自動販売機調整（自動販売機調整作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、紳士服製造（紳士既製服製造作業）、和裁（和服製作作業）、プリプレス（DTP作業）、菓子製造（洋菓子製造作業、和菓子製造作業）、みそ製造（みそ製造作業（学科試験のみ実施））、建築大工（大工工事作業）、左官（左官作業（学科試験のみ実施））、配管（建築配管作

二 実施期日

1 実技試験

令和二年十二月四日（金）から令和三年二月二十一日（日）までの間において、青森県職業能力開発協会が指定する日を行う。

2 学科試験

（一）令和三年一月二十四日（日）に実施する職種

（1）一級及び二級

機械検査、電気機器組立て、婦人子供服製造、紳士服製造、配管、型枠施工、ガラス施工

（2）三級

電気機器組立て、配管

（二）令和三年一月三十一日（日）に実施する職種

（1）特級

機械加工、放電加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、建設機械整備、

3 三級

造園（造園工事作業）、金属熱処理（一般熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、マシニングセンター作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業、シーケンス制御作業（学科試験のみ実施））、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、和裁（和服製作作業）、建築大工（大工工事作業）、配管（建築配管作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業、機械製図CAD作業）、電気製図（配電盤・制御盤製図作業）、塗装（鋼橋塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面ペイント仕上げ作業、広告面粘着シート仕上げ作業）

紳士服製造、プラスチック成形

(2) 一級及び二級

さく井、自動販売機調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、和裁、みそ製造、防水施工、カーテンウォール施工、機械・プラント製図

(3) 三級

造園、冷凍空気調和機器施工、和裁、機械・プラント製図

(三) 令和三年二月七日(日)に実施する職種

(1) 一級及び二級

半導体製品製造、空気圧装置組立て、プリプレス、菓子製造、建築大工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、電気製図、塗装、

広告美術仕上げ

(2) 三級

機械検査、建築大工、電気製図、広告美術仕上げ

(四) 令和三年二月十一日(木)に実施する職種

(1) 三級

機械加工、仕上げ、電子機器組立て

(五) 令和三年二月十四日(日)に実施する職種

(1) 一級及び二級

建築板金、左官

(2) 三級

金属熱処理

三 実施場所

1 実技試験の実施場所は、別途青森県職業能力開発協会から通知する。

2 学科試験は、次に掲げる場所のうち別途青森県職業能力開発協会から通知する場所において行う。ただし、受検人員により実施場所が増減される場合もある。

青森市 弘前市 八戸市

四 受検申請書の提出期限

令和二年十月五日(月)から同月十六日(金)まで

五 その他検定に関し必要な事項

1 受検申請書の用紙及び受検案内は、青森県職業能力開発協会が配布する。

2 受検申請書の提出先

青森市大字野尻字今田四三の一

青森県職業能力開発協会

3 技能検定についての詳しいことは、青森県商工労働部労政・能力開発課(電話

〇一七―七三―四一九四―一五)又は青森県職業能力開発協会(電話〇一七―七三―八―五五六―一)に問い合わせること。

青森県告示第六百六十三号

みつばちの腐蝕病が次のとおり発生したので、青森県家畜伝染病まん延防止規則(昭和五十年四月青森県規則第十九号)第五条第六項の規定により告示する。

令和二年九月二日

青森県知事 三 村 申 吾

発 生 年 月 日	発 生 場 所	発 生 群 数	所 有 者
令和二・八・三	八戸市	三	岡堀 信雄

青森県告示第六百六十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

令和二年九月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林の所在場所

むつ市川内町川代二二〇の一三

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和二年九月二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量
統合庶務システム機器等更新に係るシステム移行等業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県総務部人事課
- 三 契約の方法
青森市長島一丁目一の一
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
令和二年八月四日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
富士電機株式会社
東京都品川区大崎一丁目一の一
- 六 契約金額

- 七 随意契約の理由
三千七百五十一万円

- 八 契約の相手方を決定した手続
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第一号
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

砂利採取業務主任者試験の施行

令和二年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり施行するので、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和四十三年通商産業省令第八十号）第八条の規定により公告する。

令和二年九月二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 試験の期日及び場所
 - 1 期日 令和二年十一月十三日（金）午前十時から正午まで
 - 2 場所 青森市安方一丁目一の四〇
青森県観光物産館アスパム 四階 会議室「十和田」
- 二 試験科目等
試験は、次に掲げる科目について筆記により行う。
 - 1 砂利の採取に関する法令
 - 2 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）
- 三 受験願書の受付期間
令和二年九月二十八日（月）から同年十月九日（金）まで（郵送の場合は、同日付けの消印のあるものまでを有効とする。）
- 四 受験願書の提出先
青森市長島一丁目一の一
青森県土整備部河川砂防課
- 五 提出書類

- 1 受験願書 一通
- 2 写真 一枚(写真の大きさは手札形で、受験願書提出前六月以内に撮影した無帽、正面上半身像。その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)
- 六 受験手数料
七千六百円(青森県収入証紙により、受験願書に貼り付けて納入する。消印してはならない。)

七 その他

受験願書の用紙は、青森県県土整備部河川砂防課及び各地域県民局地域整備部で配布する。

郵送を希望する場合は、返送先を明記し、八十四円分の切手を貼り付けた返信用封筒を同封し、青森県県土整備部河川砂防課に郵送すること。

出願者には、青森県県土整備部河川砂防課から受験票を送付する。

公安委員会

委託講習等の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年九月二日

青森県公安委員会委員長 成 田 晋

青森県公安委員会規則第八号

委託講習等の実施に関する規則の一部を改正する規則

委託講習等の実施に関する規則(平成二十三年青森県公安委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表第二停止処分者講習の項第三号口中「法第一百七十七条の二の第二十一号」を「法第一百七十七条の二の第十二号」に改め、同表指定自動車教習所職員講習(教習指導員)の項第二号ハ中「法第一百七十七条の二の第二十一号」を「法第一百七十七条の二の第十二号」に改め、同表指定自動車教習所職員講習(副管理者)の項第二号口中「第八号から第十一号」を「第八号から第十号まで若しくは第十二号」に改め、同表高齢者講習、特定失効者講習(七十歳以上)又は特定取消処分者講習(七十歳以上)の項第三号口中「法第一百七十七条の二の第二十一号」を「法第一百七十七条の二の第十二号」に

改め、同表違反者講習の項第三号口中「法第一百七十七条の二の第二十一号」を「法第一百七十七条の二の第十二号」に改め、同表特定任意高齢者講習(簡易講習(七十五歳未満)、特定任意高齢者講習(簡易講習(七十五歳以上)、特定任意高齢者講習(シニア運転者講習(七十五歳未満))又は特定任意高齢者講習(シニア運転者講習(七十五歳以上))の項第三号口中「法第一百七十七条の二の第二十一号」を「法第一百七十七条の二の第十二号」に改める。

附 則

この規則は、令和二年九月二日から施行する。

青森県公安委員会告示第九十九号

警備業法(昭和四十七年法律第一百七号。以下「法」という。)第二十二条第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「新規取得講習」という。)を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。)第二条の規定により公示する。

令和二年九月二日

青森県公安委員会委員長 成 田 晋

一 講習の区分

法第二条第一項第三号に規定する警備業務に係る新規取得講習

二 実施期間及び実施時間

令和二年十月十九日(月)から同月二十六日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前九時から午後四時五十分まで(予定)

三 実施場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館(予定)

四 受講定員

八人(予定)

五 受講対象者

受講申込日において、次のいずれかに該当する者とする。

1 最近五年間に受講しようとする警備業務(以下「当該警備業務」という。)の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

3 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

4 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

六 受講申込みの手続

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間

令和二年九月十四日（月）から同月十八日（金）までの間（予定）

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締め切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込方法

六の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書（申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチ

メートルの写真一葉を貼り付けること。）一通に、受講対象者に該当することを疎明する次の書面一通を添付すること。

(一) 五の1に該当する場合には、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(二) 五の2に該当する場合には、一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し

(三) 五の3に該当する場合には、二級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(四) 五の4に該当する場合には、旧一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し

(五) 五の5に該当する場合には、旧二級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 受講手数料

受講手数料三万八千円分を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

七 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

1 講習受講後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

九 受講申込みに関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全全部生活安全企画課

電話〇一七―七二三―四二一一

2 青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

青森県公安委員会告示第百号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習（法第二十二條第二項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」とい

う。)第七条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「資格者証等」という。)の交付を受けている者に対する当該資格者証等に係る警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る講習。以下「追加取得講習」という。)を次のとおり実施するので、講習規則第二条の規定により公示する。

令和二年九月二日

青森県公安委員会委員長 成 田 晋

一 講習の区分

法第二条第一項第三号に規定する警備業務に係る追加取得講習

二 実施期間及び実施時間

令和二年十月二十二日(木)から同月二十六日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前九時から午後四時五十五分まで(予定)

三 実施場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館(予定)

四 受講定員

六人(予定)

五 受講対象者

受講申込日において、受講しようとする警備業務(以下「当該警備業務」という。)の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者で、かつ、次のいずれかに該当するものとする。

1 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

2 警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。)第四条に規定する一級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る法第二十三条第四項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

3 検定規則第四条に規定する二級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

4 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。)第一条第二

項に規定する一級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者

5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

六 受講申込みの手続

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間

令和二年九月十五日(火)から同月十八日(金)までの間(予定)

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締め切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込方法

六の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書(申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉を貼り付けること。)一通及び既に交付を受けている警備業務の区分に係る資格者証等の写しに、受講対象者に該当することを疎明する次の書面一通を添付すること。

(一) 五の1に該当する場合には、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

(二) 五の2に該当する場合には、一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証明書の写し

(三) 五の3に該当する場合には、二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(四) 五の4に該当する場合には、旧一級検定(当該警備業務の区分に係るものに

限る。)の合格証の写し

(五) 五の5に該当する場合には、旧二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 受講手数料

受講手数料一万四千円分を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

七 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

1 講習受講後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

九 受講申込みに関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全全部生活安全企画課

電話〇一七―七二三―四二一一

2 青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円